

様式

委員会規則第4条第1項に基づく届出書

平成28年9月28日

|                          |   |
|--------------------------|---|
| 1. 執行機関の別                | 1: 都道府県知事・市区町村長等  |
|                          | <input type="radio"/> 知事 <input checked="" type="radio"/> 市区町村長等  |
| 2. 都道府県名                 | 高知県   |
| 3. 市区町村名                 | 奈半利町  |
| 4. 届出番号                  | 2   |
| 5. 独自利用事務の事例番号           | 9-1   |
| 6. 届出書を公表しているウェブページのアドレス | <a href="http://www.town.nahari.kochi.jp/03life/index.html">http://www.town.nahari.kochi.jp/03life/index.html</a> |

執行機関名 奈半利町長

子どもの医療費助成に関する事務

1. 準ずる法定事務の名称と趣旨又は目的の内容等

|                                | (1)法定事務   | (2)独自利用事務  |
|--------------------------------|---|--|
| ①事務の名称                         | 児童福祉法による小児慢性特定疾病医療費の支給に関する事務であって主務省令で定めるもの  | 奈半利町福祉医療費助成に関する条例(平成15年奈半利町条例第15号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの  |
| ②番号法別表第1の項                     | 7   |  |
| ③番号法別表第2の項                     | 9   |  |
| ④番号法第9条第2項に基づき定める条例の名称及び①の該当部分 |   | 奈半利町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例 別表第1第2の項<br>奈半利町福祉医療費助成に関する条例(平成15年奈半利町条例第15号)による医療費の助成に関する事務であって規則で定めるもの |
| ⑤事務の趣旨又は目的が規定されている箇所           | 児童福祉法(昭和22年法律第164号)第1条  | 奈半利町福祉医療費助成に関する条例(平成15年奈半利町条例第15号)第1条  |
| ⑥事務の趣旨又は目的                     | 第1条 すべて国民は、 <u>児童</u> が心身ともに <u>健やかに</u> 生まれ、且つ、 <u>育成</u> されるよう努めなければならない。<br>2 すべて <u>児童</u> は、ひとしくその生活を保障され、 <u>愛護</u> されなければならない。 | 第1条 この条例は乳幼児、児童及び重度心身障害者(重度心身障害児を含む。以下同じ。)の医療費の一部を助成し、もってこれらの者の <u>保健の向上と福祉の増進</u> をはかることを目的とする。       |
| ⑦独自利用事務の関連規範                   |   | 奈半利町福祉医療費助成に関する条例(平成15年奈半利町条例第15号)<br>奈半利町福祉医療費助成に関する条例施行規則(平成17年規則第17号)                               |